

平成 1 9 年 第 9 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成19年第9回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成19年9月25日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市立市民会館 2階 大会議室1

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 ( 教 育 長 ) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長 森 田 雅 彦 君  
子 ど も 部 長 奥 山 勉 君  
生 涯 学 習 部 長 井 上 隆 志 君  
教 育 推 進 部 総 務 次 長 稲 野 公 一 君  
兼 次 長 ( 教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当 )  
兼 学 校 管 理 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 若 狭 周 二 君  
( 学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当 )  
兼 学 校 教 育 課 長  
教 育 推 進 部 次 長 森 井 國 央 君  
( 教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当 )  
兼 教 職 員 課 長  
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 中 村 信 隆 君  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長  
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長  
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 黒 崎 敏 孝 君  
教 育 政 策 課 長 向 井 裕 彦 君  
人 権 教 育 課 長 笹 川 実 千 代 君  
教 育 セ ン タ ー 所 長 真 鍋 あ け み 君  
子 ど も 政 策 課 長 長 沢 均 君  
子 ど も 支 援 課 長 水 野 賢 治 君  
幼 児 育 成 課 長 千 葉 亜 紀 子 君  
子 ど も 部 専 任 参 事 津 田 善 寿 君  
( 幼 稚 園 担 当 ) 河 原 弘 明 君  
生 涯 学 習 課 参 事  
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 黒 田 正 記 君  
( 生 涯 学 習 事 業 担 当 )  
中 央 図 書 館 長 大 浜 訓 子 君  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐 小 山 登 志 子 君  
教 育 政 策 課 森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市通園通学区域審議会答申の件
- 日程第 3 箕面市通園通学区域規則改正の件
- 日程第 4 箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校特認校実施要綱制定の件
- 日程第 5 箕面市奨学資金条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 7 箕面山二ホンザル保護管理委員会委員の解職及び任命の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算(第2号)の件
- 日程第 9 平成19年第8回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第10 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第9回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、報告第35号「箕面市通園通学区域審議会答申の件」並びに、日程第3、議案第31号「箕面市通園通学区域規則改正の件」及び、日程第4、議案第32号「箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校特認校実施要綱制定の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（向井裕彦君）：報告第35号については、平成19年5月31日に開催された第1回箕面市通園通学区域審議会に対し、箕面市通園通学区域の指定等について諮問を行ったところですが、9月13日に開催された平成19年度第3回の箕面市通園通学区域審議会において、諮問事項1の「とどろみ幼稚園、止々呂美小学校及び止々呂美中学校の通園通学区域について」答申案が審議され、同日付けで、第一次答申をいただきましたので、報告します。次に、議案第31号については、先ほど報告しました、箕面市通園通学区域審議会答申を受け、箕面市通園通学区域規則の一部改正を提案するものです。また、議案第32号についても同様に、箕面市通園通学区域審議会答申を受け、箕面市立止々呂美小学校及び箕面市立止々呂美中学校を特認校にするとともに、特認校への就学に関し必要な事項を定めるため、要綱制定を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：通園通学区域規則の第3条の文言が変わりました。このような文言に変えた積極的な理由を教えてください。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：通園通学区域規則の例外の規定として、いじめや不登校など教育的配慮が必要な場合に、従来から、教育委員会の判断で、通園通学区域以外の区域の学校に、行ってもらうことがあったのですが、従来の規則ですと、「教育長が止むを得ない事情があると認める」として、ごく例外的な配慮が必要な場合を想定していました。今回は、止々呂美の学校に特認校制度を導入することとなり、教育委員会からも、このような素晴らしい学校があるので、希望する保護者の皆さんよかったですら行かれませんかと、積極的にご案内しますので、「止むを得ない事情」ではなく、「必要がある場合は、例外もある」として、広く希望を受けることや、特認校実施要綱との矛盾を整理するため、第3条の例外規定についてももう少し幅広く捉えるような規定に見直そうとしたものです。

教育長（仲野公君）：特認校をめぐり、止々呂美地域の方々と議論して、結果的には、理解をいただいたのですが、この間の取り組み、あるいは、地元からの主な意見など、報告をお願いします。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：今回、特認校制度の導入あるいは

は、森町中、森町北の新しい町ができたことに伴い、今年度、通園通学区域審議会を開催していただき、ご審議をしていただいています。

5月31日に、第1回の通園通学区域審議会を開催していただき、諮問しました。6月14日に地元で第1回目の説明会を開催しました。校区変更については、特段の意見はありませんでしたが、特認校の導入について、地元の皆さんのご意向をお伺いする、あるいは、教育委員会としての特認校制度導入のメリットなどを説明させていただきました。その際に、諮問書の理由について、すばらしい学校を作るので、止々呂美地区以外からも児童生徒を受け入れてはどうかとの意見が地元からもあるので、このようなことを審議いただきたいと、諮問させていただいたのですが、その理由について、地元として、そのような決議や要望は、正式に行ったことがない、諮問そのものがおかしいのではないかと。特に、保護者の皆さんは初めて聞くという方もおられて、不安や心配の声がたくさん出て、そのようなことを前提に地元の説明されても、いきなり、賛成とはなりがたいし、もっと、教育委員会があらかじめ協議をするべきでなかったのか。来年4月からの導入で考えているようだが、性急すぎるので、諮問そのものも白紙にするか、じっくり時間をかけて議論すべきではないかと、意見がたくさん出ました。また、特に、保護者の皆さんは、夜の説明会だと出にくいので、保護者だけの説明会をやっていただきたいとの意見もあり、昼間に改めて、保護者の説明会を開き、合計で、地元の説明会は、夜間に2回、PTA、特にお母さんが中心でしたが、昼間に保護者の説明会2回、6月と7月の初めにさせていただきましたが、まだまだ疑問や不安が解けない、導入するメリットがわからないという意見をいただきました。7月3日に第2回目の通園通学区域審議会を開催していただきましたが、地元の指摘もふまえて、諮問書の理由の修正をさせていただき、次回は、8月10日に方向性の議論をしていただく予定になっていましたが、その部分については、延期して、もっと地元と十分話し合い、理解を得るような機会を持ちなさいと、審議会からのご指摘をいただきました。その結果、地元もご理解をいただいてやっていこうということになれば、次の通園通学区域審議会を開いてはどうかのご意見でした。その後、我々も無理矢理、地元が反対されているのに、特認校制度を導入することはできないと考えていますので、じっくり話し合いをさせていただきたいのですが、大勢でやっていると、議論がかみ合わない、不効率な議論となりますので、効率的に審議をするがために学校の建設にあたり、「学校建設プロジェクト会議」を地

元代表者により、作っていただいていたので、それと同様に、通園通学区域、特に特認校制度の導入や、学校運営面など、開校までに決めていきたいものがありますので、地元の代表者による会議を、再度作って、そこで、効率的な議論をしていただき、方向性を整理したうえで、また、地元全体に説明するような場を持つような会議の進め方ができませんかとお願いをしたところ、地元で、自治会、まちづくり協議会、PTAなど、各種団体の代表の方に入っていた「止々呂美小中一貫校開校等検討チーム」を作って、2回会議を開催していただきました。1回目として、7月20日に開いていただいたときに、PTAから、特認校について、何度も勉強会を繰り返しておられたのですが、8月18日にPTAの臨時総会を開く予定で、PTAとしての特認校の受け入れに対する意志決定をする予定なので、その結果を見てほしい、という意見が出ました。そこで、その結果を見守り、尊重しようということに決まりました。8月18日のPTAの臨時総会では、まだまだ不安があるが、受け身ではなく、前向きに特認校制度をとらえていき、今後とも学校や、教育委員会と連携して、よりよい学校を作っていくように保護者もがんばっていこうという決議をいただき、その結果を8月23日の第2回目の「検討チーム」にご報告いただき、PTAとして、そのようなご意向になられたのであれば尊重して、「検討チーム」としても特認校については、受け入れていこうと、決定をいただきました。その結果を、「検討チーム」の会長さんから、8月23日の第3回目の地元説明会で経過や、PTAの意向を説明いただき、地域の皆さんも、異論がないということで、初めは心配の声がたくさんありましたが、地元としても特認校制度については、受け入れをしていこうと意見集約をいただきました。その結果をふまえて、9月13日に、第3回目の通園通学区域審議会を開催していただき、その場で、地元のご意見、経過等を説明しました。その結果、先ほど報告しましたような答申案について、議論いただき、附帯意見もつきましたが、今後とも地元とよく調整しながら、この制度は、やっていくべきという答申をいただいたという経過です。

委員長(小川修一君) : ほかにこの3件に関して、何かありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第35号を承認することとし、議案第31号及び議案第32号を採決いたします。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

( "異議なし" の声あり )

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、議案第33号「箕面市奨学資金条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長（稲野公一君）：本件は、来る平成19年10月1日からの郵政民営化に関連して、印紙をもってする歳入金納付に関する法律が改正されたことなどに伴い、本規則で定める様式を改正しようとするものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第33号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、議案第34号「箕面市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長（水野賢治君）：本件は、母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するため、本要綱の一部改正をしようとするものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：これは国の施行令が変わったことに伴う改正のようですが、特に第5条は、訓練給付金の支給額が最大限40%が20%に半減されているのですが、国の意図は、どのようなものだったのか、そして、地方自治体は、それに連動した形で改正する必要があることの論脈はどうなっているのか、教えてください。

子ども支援課長（水野賢治君）：今回の改正は、雇用保険法等の一部改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等に関する法令が、平成19年7月13日に公布され、10月1日から施行されます。それに伴って、母子及び寡婦福祉法の施行令が一部改正されたことになるのですが、本市としても、国の法律改正に伴って、それに従って事業を進めています。今回、児童扶養手当が下がることになるのですが、こちらも下がっていくので、二重の痛手になるのですが、本市としても現時点では、法律に伴って、同じような形をとらざるを得ないと考えており、この法律の改正に伴って、2分の1の形をとっていきたい

と考えています。

委員（白石裕君）：余計な話になりますが、電車に乗っていたら、ある英会話学校の先生が、今まではこれだけ支給されていたのに、今度半分になるから、今のうちに申請しておきなさいという宣伝を見ました。まさに、半分になっているのですね。国の施策が。それで、これだけ支給されていたのが、半分になるのは、問題の一つではないかと思うのですが、それについての対応策、いろいろクレームが出てくるのではないかと思うのですが、その点についての対応は、市として考えているのですか。

子ども部長（奥山勉君）：ご指摘のとおり、平成20年度から児童扶養手当制度が少し段階的に減額されます。それを補完する意味で、母子家庭に対する技能習得補助などへ、財源充当していくという大きな方向性になっております。この間、市でも、国が制度化している事業については、順次、箕面市も取り組んでいこうと、いわば国に準拠した形でこの件については、取り組んできました。従って、新たに加えられた事業については、当然、市としても行っていく方向性は、基本スタンスとしています。一方で、今回の場合は、10月1日からの施行で、年度途中からの制度変更となりますので、児童扶養手当の受給対象者には、8月頃に送付する現況届の案内でも、国では、こういう制度改正が検討されているので、それまでに受講確定をすれば、現状の補助の内容で、それ以降については、こうなると事前周知等もさせていただいております。この制度に対する利用者もありますが、少なくとも国においては、ある程度自治体の裁量にゆだねているという方向性はありますが、やはり、自治体においても一定の財源が必要ですので、あがる場合もあり、それも国に準拠していく。一方で、このような母子家庭に対する支援制度は、充実性も必要だということで、市長会などを通じて、国に要望を出されているところです。また、市としても今回このような対応をさせていただきますが、引き続き国において支援拡大の要望をしていきたいと考えています。

教育長（仲野公君）：この制度の活用件数などの説明をお願いします。

子ども支援課長（水野賢治君）：19年度の9月末までは、現在2名の方が利用されています。この方々については、今の要綱適応となりますので、今の補助額となります。新しい要綱の範囲で利用するというご相談は、今のところありません。

委員（坂口一美君）：今までどのような講座を受講されているのか、教えてください。

子ども支援課長（水野賢治君）：ヘルパー養成講座が多いと聞いてい

ます。いろいろな講座がありますが、本人の適性に応じたものを相談して、決めさせていただいています。現在は、ヘルパー養成講座が多い講座の一つとなっています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第34号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、議案第35号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員の解職及び任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課参事に求めます。

生涯学習課参事（河原弘明君）：本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員のうち、京都大阪森林管理事務所所長の人事異動に伴い、解職及び任命の必要が生じたため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条第2項及び第4条第2項の規定により、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：関連事項として、先般、我々も箕面山のニホンザルの収容施設を見学させていただきました。これから、この施設をどのように利用していき、また、収容したサルをどのような形で利用していくのかを教えてくださいませんか。

生涯学習課参事（河原弘明君）：今後、施設については、箕面山に生息するニホンザル全般の保護管理のための施設として利用していきます。特に、怪我をしたサルを保護したり、いろんなどころに出て、被害を出したサルなどを保護して一時飼養します。その後、そのサルについては、公的機関での受け入れ先を検討して、そこに受け入れていただければ、そちらに輸送する考えでいます。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第35号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第8、報告第36号「箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算（第2号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、平成19年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成1

9年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集するいとまがないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第36号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第9、報告第37号「平成19年第8回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、去る8月7日に開催されました平成19年第8回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第37号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第10、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長(仲野公君) : (議案書51頁により報告)

まず、学校園では、2学期がスタートして、3週間あまり経過しましたが、暑い中、運動会・体育祭などの各種事業の練習に元気にがんばってくれています。なお、2学期早々には、河内長野市で下校途中の児童の列に保護者の運転する自動車がつっこんだ交通事故や神戸須磨区の私立高校生の自殺では、金銭に関するいじめで同級生が逮捕されたり、吹田市の中学校教諭が修学旅行中に体罰をしたとして処分したという事案など、相も変わらず子どもたちに関わる事件、事故が多く発生していることから、先般開催しました、校長会、園長会、教頭会では、施設の点検も含めて、子どもたちの安全・安心に目配り、気配りをするととも

に、飲酒運転の厳禁、セクハラ、わいせつ行為など絶対にしないようになど、服務規程を遵守し、緊張感を持って職務に従事するよう喚起を促したところです。また、先日、教育委員会委員さんにもご視察いただいた、第一中学校の耐震診断の結果の校舎建て替えに伴う、プレハブの仮校舎については、教職員及び生徒たちの創意工夫により、大きな問題もなく、過ごしてくれています。また、止々呂美小中一貫校の建設についても、順調に進んでおり、先ほどご審議いただいた、特認校の導入も含め、地域の人たちと協議、検討を重ねながら、来年4月の開校に向け、その準備に取り組んでいるところです。

#### 大阪府都市教育長協議会夏季研修会・定例会について

8月31日にアウィーナ大阪で開催されました。文部科学省及び大阪府に対する要望事項のまとめと秋季研修会と補正予算について、協議、決定をされたところです。

#### 止々呂美小中一貫校について

先ほどご論議いただいた、通園通学区域の審議の中で、課題となっていた、止々呂美小中一貫校の特認校制度の導入については、PTAの自主学習や、アンケート、臨時総会及び8月23日の検討会議、8月28日の地元説明会などで、種々ご論議いただき、地元関係者の総意として、来年4月から開校する新設校で特認校制度を導入すると、承諾をいただいたところでございます。このことを受け、先ほど報告があったように、9月13日開催の通園通学区域審議会で報告し、それをふまえて、第一次答申をいただいたところです。

#### 平成19年第3回箕面市議会定例会について

9月4日から10月5日までの会期で開催されています。初日に提案説明があり、9月6日に文教常任委員会が開催されました。先ほど説明しました、止々呂美小中一貫校の特認校制度の導入に伴う、地元の意向を初めとして、第一中学校の耐震診断結果に伴う、プレハブの仮校舎及び基本設計、また、その他、いじめ対応、放課後子どもプラン、桜保育所民営化等について、種々質疑があったところです。また、一般質問では、箕面文化・交流センターの現状と課題、学校園の耐震診断計画と今後の対応、学童保育の時間延長、子育て支援と自治体との役割などについて、おたずねがあり、27日、28日に答弁をすることとなっています。

#### 全国学力・学習状況調査について

本年春に実施された、全国学力・学習状況調査の結果がまもなく、国から結果が返ってきますが、結果の公表をめぐる、個人情報保護、学校の序列化、競争をあおることになるとのご指摘の声もありますので、

この取り扱いについては、近隣各市町とも連絡、調整を図りながら、慎重に対応していきたいと考えています。

学校園へのマイカーの乗り入れ規制について

学校園における子どもたちの安全確保の観点から、教職員のマイカーの乗り入れ規制について、年度当初から学校、幼稚園現場、及び労働組合等と協議・調整を図っていますが、このたび社会情勢等に鑑み、一定理解を示していただきましたので、来年4月から本格実施することとし、9月から3月までは移行期間として、各校園、それぞれ事情が異なりますので、条件整備とその準備を進めることといたしているところです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員（白石裕君）： 大阪府都市教育長協議会定例会での、平成21年度の文部科学省予算に対する要望書について、新聞等をみますと、増額の方向で動きがあると、報道されていますが、実際にそうなるかどうか。特に教員給与関係だと思うのですが、どのようなところで、増額されようとしている、あるいは、してほしいなど、方向か、要望について、話がありましたら、教えていただきたいのですが。

教育長（仲野公君）： 毎年、夏に2回の研修会をもち、協議検討をさせていただいております。これは、学校教育現場、学力問題や教職員身分の問題、社会教育の問題などかなり幅広く要望がまとられています。今年度の特徴としては、教育基本法が改正され、教育関連3法も改正されたということで、教育制度そのものが、大きくかわるということ、また、研修会の時点では、まだ安倍内閣が教育再生会議として教育制度に大きく力を入れていただいていたという観点から、これまでの毎年要望している内容を白紙に戻して、一から今日的な課題について、議論をさせていただいたところです。特に教育制度が、大きく変わる中で、教育予算等を十分確保してもらいたいということで、教職員の身分も含めて、内容の充実強化を図ってもらいたいという視点で、論議してまとめていただいた内容です。

委員長（小川修一君）： 以上で、本日の審議内容は終わったのですが。

教育長（仲野公君）： 先ほど、止々呂美小中一貫校の特認校制度についてお認めいただいたのですが、初めての制度ですので、今後の進め方について、再度事務局から、説明をお願いしたいと思います。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本日、ご決定いただきましたら、要綱を施行して、特認校制度の募集等の準備に入ります。それと併せて、今年度当初から予定していたのですが、市の広報紙10月号、見開き2ページで新しい小中一貫校のPRの記事を載せる予定になって

いましたので、その一部で、この学校については、特認校制度として位置づけましたので、他の地域の方も行けますので、応募してくださいという記事も載せる予定にしています。先ほど、説明不十分でしたが、いろいろとまだ、地元の皆さんも、ご心配もある中で、特認校制度を導入していこうとご賛同いただきましたが、単に面接で希望者を受け入れていくだけではなく、地元の状況や、学校の特徴なども、保護者同士お互いに理解し合って、納得したうえで、止々呂美以外の地域からも止々呂美の学校にぜひ来ていただきたいとのお声もありましたので、体験や交流の機会をできるだけ増やそうということで、今の予定は、10月中旬に市街地で、学校の特徴なども含めて、止々呂美小中一貫校の受け入れの基本的な概要について、説明会を開催します。具体的に地元を見ていただく機会としては、10月28日に、幼・小・中、一体となった行事で「文化フェスタ」がありますので、特認校入学を検討されている保護者や子どもさんも一緒に行っていただき、止々呂美の自然や子どもたちの様子を見て、一緒に交流する機会を設けたいと思います。それ以降についても、公開授業など、何度か学校に足を運んでいただいて、実際に、止々呂美の様子を知っていただく機会を設けたうえで、11月の下旬にかけて、申し込みの受付をして、12月上旬ぐらいまでに、希望されている子どもさんや保護者と教育委員会で面談をします。なお、特認校制度での転入学者は、各学年5名までと地元と約束しています。いきなり、たくさん入学して、地元の良さがなくなるのではとの心配がありましたので、一学年、最高5名までと確認しており、募集要項にもその旨、位置づけます。例えば、初年度に、ある学年が5名転入学されたら、その学年は、卒業されるまで追加募集はせず、3名入った学年は、あと2名までは受け入れると、ルール化していますので、そのような前提の元で募集、最終面談をして、もし、定員がオーバーした場合は、抽選することとしています。年内には、新たに止々呂美地域以外からの転入学者を決める作業をして、1月には入学説明会、2月には新校舎見学会を予定しながら、4月からの転入学に備えていきたいと考えています。また、10月の市広報紙の配布にあわせて、市内幼稚園、保育所、小・中学校の全児童生徒などに、止々呂美小中一貫校の紹介と、希望される方は、行っていただくことは可能ですというお知らせのチラシを配布する予定です。また、通学の方法については、この10月に町が一部オープンしますので、阪急バスが千里中央から萱野中央とトンネルを通過して、地区センターという町の中心部までバスが通ります。来年の4月からは、学校の前にもバス停ができるということになっており、バスの便も来

年はもう少し増えると聞いています。基本的には、そのバスを使って、保護者の負担と責任で自力で通学していただくように考えています。

委員長（小川修一君）：この件は、これまでも紆余曲折があったのですが、地元の方々の不安感を受けて、消極的に受け止めるのではなく、地元の方々がよりよいものとして、積極的に、熱意として受け止めて、我々も取り組んでいく必要があると思います。今、箕面の教育の中で、小中一貫教育が、教育の根幹にふれる大きな事業ですので、一人一人ががんばって、この制度を成功していきたいと思います。

委員（坂口一美君）：止々呂美小中一貫校の開校チームがありました。が、今の説明ですと、募集人員も限られており、今後の状況により、変わっていくと思いますが、今後も、地域やPTAと話し合いをしていくような開校とは、違う検討チームを考えているのか。それとも、開校検討チームが存続していくのか、教えていただけますか。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：今回、開校等検討チームの設置にあたっては、特認校だけの議論ではなく、例えば、小中一貫校を設置している全国の学校では、条例上の学校名称以外に、一貫校としての愛称や校歌、校章を定めている学校もあります。また、今後、竣工式やカリキュラムの内容を、学校で検討する以外に、地元の皆様のご意見をお聞きする部分もあろうかと思っておりますので、開校に向けていろいろな課題についてご意見をいただく場として「開校等検討チーム」という名前でスタートしていただきました。ご説明したことや、今後とも、地元の方のいろいろな意見があろうかと思っておりますので、定期的に会議を開いていただき、諸課題や導入することが決まった特認校制度については、行事や運営についてもご協力いただくこともあろうかと思っておりますので、PTAの皆さんにご意見をいただいたり、ご協力いただくこともあろうかと思っております。人数についても、当面5名で何年かやってみて、その結果、効果等を検証しながら、必要な見直しもやっていこうなっています。開校等検討チームがずっと続くかは、別にして、地元の皆さんと協議をする場を続けていきたいと考えています。

委員長（小川修一君）：本日の会議日程は、終了いたしました。各委員から、教育行政にかかることで、何かご意見等がありますか。

委員長（小川修一君）：教育長の報告の中にありましたが、全国学力・学習状況調査について、新聞紙上、いろいろなことが報じられていますが、学校現場も気にしていますし、教育委員会としてどう取り組むのかということもあろうかと思っております。この公表の時期などについて、事務局としてわかる範囲で報告いただきたいのですが。

教育推進部次長（若狭周二君）：従来、文部科学省は、9月中をめど

に調査結果の公表及び都道府県や市町村、各学校に調査結果の返却の予定でした。9月4日に大阪府教育委員会主催の平成19年度学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いにかかる説明会においても、同様の趣旨の説明がありました。しかし、9月20日に、府教委が文部科学省に問い合わせしましたところ、「現時点では、調査結果の公表及び結果返却の時期は確定していない。申し訳ないが、10月にずれ込むことも含めて調整中である。」との回答であったということです。おそらく10月以降に、結果の公表及び返却があると考えています。

委員長（小川修一君）： 現段階では、市としても確たる答えが出せる状況ではないということですね。その時期が来たら、委員会としてもはっきりした見解、各学校への指示が出てこようかと思えます。これも大きな問題ですので、しっかりとした取り組みをしたいと思えます。

委員（白石裕君）： 先日ある新聞を見ていたら、市町村の結果が出ていました。それを見ますと、平均正答数の割合が1割で、あと9割は、分析結果の報告、あるいはそれ自体もしていないと出ていました。かねてからも申し上げていますが、調査結果が学校間の競争激化を招いたり、要らざる憶測を招いて、学校が変になる、現にそのような例も聞かないことはありません。そのようなことになると、教育はいろいろ問題を抱えることになるので、ないように思うのですが、市として、調査結果の公表は、どのような形にするのか。また、最終的に学校の判断にゆだねるとなっていますが、それをどうするか、教えてください。

教育推進部次長（若狭周二君）： この件は、9月12日の朝日新聞の記事だと思えますが、事務局としては、5月に「調査結果検討委員会」を設置し、公表の内容、方法について、基本方針の検討、協議を行っているところです。その中身については、夏期休業中の臨時校長会などでも説明しています。基本姿勢としては、学校間の序列化や過度の競争につながるおそれのある公表は行わないこととしています。平均正答数ではなく、ほかに方法があること、また、教育長や各種団体等のご意見も伺いながら、市としての方針を、現在検討中です。

委員（坂口一美君）： 箕面市全体の解釈と分析についても、できれば文書で、保護者やPTAにも報告をしていただけたらと思えます。今回の調査により特定できる学力は、特定の一部でしかないと感じますし、数字の公表は、いたずらに格差の助長につながるだけで調査の趣旨に反すると思えますので、数字の公表はせずに、文書等で調査結果の解釈・分析等を公表していただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

教育長（仲野公君）：いま、ご指摘いただきましたとおり、この件については、慎重に取り扱いをしていくべきと考えています。先ほど教育長報告でもふれましたとおり、本市だけではなく、近隣各市町と調整を図りながら、対応していきたい。10月の定例教育委員会でも、このことをご論議いただけたらありがたいと思っています。

委員長（小川修一君）：この件については、ここで切ってしまうのではなく、事務局含めて、今後さらに状況を、正確に把握しながら対応していきたいと思います。より慎重に大切に扱うべき問題であると思っています。

委員長（小川修一君）：それから、学童保育も、いろいろと関心がある案件です。何か、委員の皆さんからご意見などありませんか。

委員（白石裕君）：箕面市は、非常に先進的な取り組みを行ってきたと聞いています。時間延長の問題が出てきまして、非常に重要な問題であります。先進的な取り組みであると同時に、いろんな問題を含んでいると思いますが、時間延長の問題について、これまでの経過や市の特徴。また、これは、国の放課後子どもプランと関連があると思いますので、国の施策とも関連させながらと思いますが、課題を教えてくださいたいと思います。

子ども支援課長（水野賢治君）：本市の取り組みとしては、昭和51年に学童保育が開始され、翌52年からは、社会福祉協議会に運営の委託をしています。平成10年には、交流モデル事業を経て、全小学校で自由な遊び場開放事業を本格実施して、一体的な運営として、これも社会福祉協議会に委託しています。平成14年10月からは、学童保育の有料化が始まりました。平成14年10月からは、3,900円、15年からは4,800円、16年からは、5,700円の3段階の設定で行っています。また、平成19年度からは、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を国として、一体的、あるいは、連携して実施してほしいとして放課後子どもプランが創設されました。本市としては、両事業の運営を社会福祉協議会に委託し、一体的かつ効率的な運営に努めています。国の放課後子どもプランの目的とほぼ同様の事業を実施していると考えています。また、特徴としては、社会福祉協議会に委託しているところです。北摂地域では、他市は、公立公営ですが、箕面市は、公立民営であります。これにより、地域の方の意見等を反映させることができたりすることが特徴ではないかと思っています。課題としては、保育時間の延長ですが、現在、種々検討しています。指導員の体制の問題は時間延長に伴い、体制の強化を含めて、検討しています。そのほ

か、各学童保育の設備の環境整備を検討しています。また、一部の学校においては、学童保育室が学校の外にあるところがあります。これについても、十分検討をしていきたいと考えています。なお、9月21日現在の学童保育の利用者数は、定員700名のうち、598名の利用があります。また、学童保育時間の延長に伴って、ファミリーサポートを利用している方が減るかもしれないということもあります。ファミリーサポートで学童後の迎えから、帰宅後の預かりについては、972件現在、利用されています。これがどのくらい減少するかは、今のところわかりませんが、若干、時間延長保育に流れていくのではないかと考えています。ファミリーサポートについても、社会福祉協議会に委託しており、登録会員は691名で内訳として、依頼会員は402名、援助会員138名、依頼・援助会員で151名となっています。

子ども部長（奥山勉君）： 補足ですが、学童保育の時間延長については、学童保育の有料化する平成14年10月、条例改正は、平成13年の12月議会で議論いただきました。その当時からも限られた児童にのみ行政サービスがあるので、受益者負担を求めている。それに加えて、保育所保育は基本的に18時30分までが通常保育です。18時以降の利用が25%を超えている。保育所保育との連続性の確保、雇用実態の内容等を含めて、当時から行政としては、検討課題と受けとめていました。従って、今後、国でも新たな子育て支援策を打ち出していますが、市としてもこれまでの経過や現状などをふまえて、事務的には、平成20年度当初から学童保育の時間延長実施について、取り組んでいきたいと思っていますが、まだ少し調整課題等がありますので、引き続き、社会福祉協議会や関係団体等と協議して、12月議会には、できたら条例提案をしていきたいと思っていますので、それに向けての調整等もあります。引き続き、教育委員会会議でも順次経過報告や、議案として提案させていただくことになろうかと思いますが、現時点での状況は、このようなところであるのご理解いただきたいと思えます。

教育長（仲野公君）： 学童保育は、元々、留守家庭児童対策として、ボランティアから、箕面はスタートしており、近隣各市では、市直営で運営しています。箕面は、地域の子どもは、地域で育てる観点で社会福祉協議会にずっとお願いしてきています。また、文部科学省がいます、放課後児童対策として自由な遊び場開放事業として、学童保育とセットで運用しています。国が考えています制度を先取りして行っています。時間延長保育という課題がありますが、これにつ

ては、賛否両論あります。子育ては家庭であることが望ましいとして、朝早くから夜7時まで学校で預かるのはいかなものかという意見もあります。一方では、女性が社会進出するのに、保育所を含めて学童保育の時間延長も保護者ニーズとしては、非常に大きなウエイトを占めています。そのような中でできるだけ、子どもの生活環境を守る子育て支援策として、この課題は、考えていく必要があるのではないかと考えて取り組んでいますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小川修一君）： 箕面市は先進的に取り組んできたのですが、時代の情勢や状況の変化に応じて、この問題は、取り組んでいかなければならない、大きな問題だと考えています。

○委員長（小川修一君）： あと、事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案2件、報告2件はすべて議了しました。これを持ちまして、平成19年第8回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後4時19分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

坂口一美